

山梨県公報

第二千六百六十八号

平成二十九年

一月三十日

月 曜 日

目次

告示

- 県営土地改良事業計画の決定……………二二三
- 道路の区域変更……………二二三
- 道路の供用開始(二件)……………二二三
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二二四
- 公 告……………二二四
- 公共測量の実施……………二二四
- 随意契約の相手方の決定について……………二二四
- 正 誤……………二二四
- 平成十六年三月四日付第千四百五十七号中……………二二四

告示

山梨県告示第十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業都留西部地区)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年一月三十一日から同年二月二十七日まで
- 三 縦覧場所 都留市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年二月二十八日から同年三月十四日まで

山梨県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧別の敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)
	新	旧	
西八代郡市川三郷町上野字曾根ケ峯四三〇七番二地先から西八代郡市川三郷町上野字曾根ケ峯四三〇七番九地先まで	九・〇、一九・五	九・〇、一九・五	六〇・二

山梨県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町上野字曾根ケ峯四三〇七番二地先から西八代郡市川三郷町上野字曾根ケ峯四三〇七番九地先まで	六〇・二	平成二十九年一月三十日

山梨県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町高萩字向村 一〇二四番一地从先から 西八代郡市川三郷町高萩字向村 一〇〇四番地先まで	三三〇・三	平成二十九年一月三十日

山梨県告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年一月二十三日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市下宮地字八幡回四百五十一番一
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇メートル 最小幅員六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十七・一七メートル

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海旅客鉄道株式会社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年一月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）
- 二 測量の地域 甲府市、南アルプス市、笛吹市、上野原市、中央市、南巨摩郡早川町及び南巨摩郡富士川町の各市町の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年一月三十日から平成三十年三月三十一日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十九年一月三十日
山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 イナビル吸入粉末剤二十ミリグラム備蓄用一容器
- (二) 数量 二万九百五十箱
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県出納局管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十八年十二月二十七日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 第一三共株式会社
- (二) 住所 東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号
- 五 契約金額 三千五百六十一万五千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 特許権等の排他的権利に係る物品等を調達する場合において当該調達の相手方が特定されているときに当たするため（地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

正 誤

○ 平成十六年三月四日（第千四百五十七号）公布山梨県告示第百号（指定猟法禁止区域を指定し、及び狩猟鳥獣の捕獲の禁止を廃止する告示）

ページ	段	行	誤	正
一三八	上	十一	千百十ヘクタール	百七・三ヘクタール